

国立大学法人東京外国語大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する  
取扱要領

〔平成 16 年 4 月 1 日  
規則 第 116 号〕

改正 令和 4 年 12 月 27 日規則第 116 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）における大型設備の調達（政府調達に関する協定が適用される設備の調達をいう。以下同じ。）を行う場合の取扱については、この要領の定めるところによる。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、第 1 条に規定する大型設備の調達のほか、予定価格が 1,000 万円を超える 場合の設備の調達（学長が教育研究等の必要性から特定銘柄を選定することがやむを得ないと認めた場合を除く。）を行う場合にも適用するものとする。

(仕様策定委員会)

第 3 条 本学において、大型設備の調達を行う場合には、その都度、調達しようとする設備の仕様の策定を行うため、仕様策定委員会（以下「委員会」）を設置する。

- 2 学長は、本学職員のうちから前項の委員会委員を委嘱するものとする。
- 3 学長が必要と認めた場合は、他大学等の職員を委員に委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ他大学等の長の同意を得なければならない。
- 4 委員会は、5 名以上の委員で組織するものとし、次の各号に掲げる者を各々最低 1 名以上含まなければならない。
  - (1) 課長相当職以上の者
  - (2) 当該設備を利用する職員
  - (3) 前号で掲げる者以外で当該設備に関して専門的知識を有する職員
- 5 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によるものとする。
- 6 学長は、委員の委嘱に当たっては委員の任務を書面により明らかにして行うものとする。

(委員会の審議事項)

第 4 条 委員会は、仕様の策定に当たり次に掲げる事項について、専門的観点から調査及び検討を行うものとする。

- (1) 設備の機能、性能等に関する事項
  - (2) 設備に関する関係資料等の収集に関する事項
  - (3) その他仕様の策定に関し必要と認める事項
- 2 委員会は、関係資料等の収集に当たっては可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ、公平に行うものとする。

- 3 仕様内容は、教育研究等の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるような仕様を策定するものとする。
- 4 委員会により策定された仕様内容原案は、可能な限り、多数の供給者に対して公平に説明会を開くことなどにより、供給者からの意見を聴取した上で仕様内容を決定するものとする。
- 5 委員会は、仕様の策定過程において、教育研究等の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、学長の承認を得るものとする。
- 6 委員会は、開催の都度審議内容についてその議事要旨を作成するものとする。

(仕様策定結果の報告)

第5条 委員会は、仕様を策定したときは、前条第6項の議事要旨を添付して学長に報告するものとする。

(技術審査員の任命)

第6条 学長は、仕様書等に基づき応札等があった場合は、仕様書等の内容に合致しているかどうかについて、次項及び第3項に定めるところにより技術審査を行う職員（以下「技術審査員」という。）を命ずるものとする。この場合において、処理すべき事務の範囲を明らかにした書面を交付するものとする。

- 2 技術審査員は、複数任命するものとする。
- 3 技術審査員と仕様策定委員との兼任は、原則として、認めないものとする。

(技術審査)

第7条 技術審査は、応札者の提案した設備が本学の仕様を満たしているか否かについて、応札者から提出された書類等に基づき行うほか、応札者から十分な説明を受けて行うものとする。

- 2 技術審査に当たっては、応札仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査評を作成するものとする。
- 3 技術審査員は、技術審査の結果について報告書を作成し、前項の応札仕様の一覧表を添付し、学長に報告するものとする。

(技術審査の合否判定)

第8条 学長は、技術審査の結果、不合格となった応札者に対しては、理由を付した書面で通知するものとする。

(様式)

第9条 第3条第6項及び第6条第1項に規定する委嘱状は、別紙様式1及び別紙様式2のとおりとし、第8条に規定する書面は、別紙様式3のとおりとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月27日から施行する。

別紙様式 1

委 嘱 状

年 月 日

職 名

氏 名

殿

国立大学法人東京外国語大学長

下記のとおり仕様策定委員として委嘱します。

記

1 事務の範囲

(設備名)の調達に係る仕様策定に関すること。

2 遵守事項

仕様策定に当たっては、「国立大学法人東京外国語大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要領」第4条及び第5条の規定を遵守すること。

別紙様式2

委 嘱 状

年 月 日

職 名

氏 名

殿

国立大学法人東京外国語大学長

下記のとおり技術審査員として委嘱します。

記

1 事務の範囲

(設備名)の調達に係る技術審査に関すること。

2 遵守事項

技術審査に当たっては、「国立大学法人東京外国語大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要領」第7条の規定を遵守すること。

年 月 日

技術審査結果通知書

業者名  
代表者

殿

国立大学法人東京外国語大学長

㊟

年 月 日に入札公告した「設備名」の調達に係る貴社提出の仕様については、技術審査の結果、下記の理由により本学が提示した要件を満たしていないため、不採用となりましたのでお知らせします。

記

理 由